

長野県中野立志館高等学校夜間定時制給食用弁当売買単価契約書

(県費分) (案)

長野県中野立志館高等学校長 滝澤崇（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項により、長野県中野立志館高等学校夜間定時制給食用弁当の売買単価契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売買物品)

第2条 売買物品の品名及び使用は、次のとおりとする。

- (1) 品名 給食用弁当
- (2) 仕様 別紙のとおり

(納入期間等)

第3条 売買物品の納入期間及び納入場所は次のとおりとする。

- (1) 納入期間 令和6年4月5日から令和7年3月31日まで
- (2) 納入場所 長野県中野市三好町二丁目1番53号
長野県中野立志館高等学校 給食室

(売買単価)

第4条 売買単価は次のとおりとする。

単価 弁当1個当たり〇〇×108/100円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇×8/100円)

(契約保証金) ※落札者が契約保証金免除に該当する場合は、下記条項に変更します。

第5条 受注者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、履行期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金〇〇〇〇円とし、財務規則第143号第3号によりその納付は免除する。

- 2 受注者は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(納入及び検査)

第6条 受注者は、発注者の指示する日時に発注者の指示する数量を、第3条に定めた場所まで納入し、発注者または発注者の指定する職員の検査を受け、不合格品については遅滞なくこれを引き取り、その代替品を速やかに納入するものとする。

(売買代金の支払い)

第7条 受注者は、毎月10日までに、第4条に規定する単価に前月中に前条の規定により納品

した数量を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）の支払いを発注者へ請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定により、受注者から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

（危険負担）

第8条 第6条の規定による納入前に生じた売買物品の亡失又はき損による損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

（権利義務の譲渡、承継）

第9条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りではないものとする。

（契約内容の変更）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議の上、契約単価、納入期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により受注者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（契約解除）

第11条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者が学校給食に関する諸法令、規則、告示及び県教育委員会教育長の通知に違反したとき。

(2) 受注者が本契約に違反したとき。

(3) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(4) 正当な事由により、契約解除の必要が生じたとき。

(5) 正当な事由により、受注者から契約解除の申し出があったとき。

2 前項第1号、第2号及び第3号の規定により契約を解除する場合は、受注者に対し損害を賠償させることができる。

（談合その他の不正行為による解除）

第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年

法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第 12 条 受注者は、その責に帰すべき事由により第 6 条の規定により発注者の指定した日までに売買物品を納入することができないときは、当該期間の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該発注に係る売買代金に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者はその責に帰すべき事由により、第 7 条第 2 項に規定する期限までに売買代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、売買代金に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、第 9 条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、第 11 条の規定により契約が解除されたときは第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

5 発注者は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。※契約保証金免除に該当する場合は、本項を削除します。

6 受注者は、第 1 項または第 3 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金または違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 13 条 受注者は、第 11 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 11 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(衛生管理等)

第 14 条 受注者は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号）の遵守に努めなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 15 条 受注者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自

1通を保有するものとする。※電子契約を行う場合は、別紙の文言に変更します。

【電子契約を行う場合】

この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者と受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和6年4月〇〇日

発注者	住 所	長野県中野市三好町二丁目1番53号
	職・氏名	長野県中野立志館高等学校長 滝澤 崇 印
受注者	住 所	〇〇〇〇
	法 人 名	〇〇〇〇
	代表者職・氏名	〇〇〇〇長 〇〇〇〇 印